

特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和5管理年度における漁獲可能量等

くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和5管理年度（くろまぐろに係る大臣管理区分にあつては令和5年1月1日から同年12月31日まで、くろまぐろに係る知事管理区分にあつては令和5年4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。）における漁業法（昭和24年法律第267号）（以下「法」という。）第15条第1項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。

第一 くろまぐろ（小型魚）

一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

3,565.0トン

- 1 -

二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）

法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都	道	府	県	都 道 府 県 別 漁 獲 可 能 量
北海道				17.6
青森県				286.6
岩手県				78.8
宮城県				61.5
秋田県				26.8
山形県				12.7
福島県				11.7

- 2 -

茨城県	23.9
千葉県	60.0
東京都	13.6
神奈川県	39.4
新潟県	64.4
富山県	98.5
石川県	75.8
福井県	22.8
静岡県	29.8
愛知県	0.1
三重県	33.8
京都府	21.7

- 3 -

大阪府	0.1
兵庫県	5.5
和歌山県	28.8
鳥取県	4.9
島根県	91.8
岡山県	0.1
広島県	0.2
山口県	97.3
徳島県	11.7
香川県	0.1
愛媛県	11.1
高知県	75.5

- 4 -

福岡県	10.8
佐賀県	4.0
長崎県	728.9
熊本県	6.9
大分県	3.8
宮崎県	16.7
鹿児島県	14.2
沖縄県	0.1

三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

- 5 -

大 臣 管 理 区 分	大 臣 管 理 漁 獲 可 能 量
くろまぐろ（小型魚）大中型まき網漁業	1,200.0
くろまぐろ（小型魚）かじき等流し網漁業等	44.0
くろまぐろ（小型魚）かつお・まぐろ漁業	25.0

第二 くろまぐろ（大型魚）

一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

6,244.0トン

二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）

法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

- 6 -

都 道 府 県	都 道 府 県 別 漁 獲 可 能 量
北海道	319.6
青森県	506.3
岩手県	54.9
宮城県	22.5
秋田県	31.3
山形県	10.4
福島県	1.0
茨城県	6.2
千葉県	29.0
東京都	18.3
神奈川県	6.6

- 7 -

新潟県	97.2
富山県	15.1
石川県	41.8
福井県	19.1
静岡県	14.5
愛知県	1.0
三重県	28.7
京都府	24.0
大阪府	1.0
兵庫県	9.3
和歌山県	17.4
鳥取県	6.1

- 8 -

島根県	25.5
岡山県	1.0
広島県	1.0
山口県	25.9
徳島県	8.6
香川県	1.0
愛媛県	6.0
高知県	16.7
福岡県	7.9
佐賀県	6.5
長崎県	173.3
熊本県	6.2

- 9 -

大分県	6.4
宮崎県	16.8
鹿児島県	8.9
沖縄県	147.0

三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大 臣 管 理 区 分	大 臣 管 理 漁 獲 可 能 量
くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）	1,829.3

- 10 -

くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う区分）	1,800.0
くろまぐろ（大型魚）かじき等流し網漁業等	21.6
くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲量の総量の管理を行う区分）	9.1
くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）	759.2